

様式 意見招請における意見・質問表

「『ジェトロ総合ICT基盤』AWSライセンス調達」への意見招請の回答一覧

No	対象資料	該当箇所（ページ等）	意見・質問事項	意見・質問の理由	ジェトロ回答
1	調達仕様書（案）	2.3 契約期間、 9.1 価格	契約期間中にAWSが公表単価を改定した場合の単価表の取扱い（改定の要否、協議の手続、改定の適用時期）について、仕様書または契約書に規定を設けていただきたい。	契約期間は2027年6月1日から2032年5月31日までの5年間と長期であり、この間のAWS公表単価の改定は受注者・当機構いずれの管理も及ばない外部要因である。改定に関する規定がない場合、応札者は改定リスクを見込んだ価格を提示せざるを得ず、結果として当機構の調達価格が上昇する。	応札時は、最新のAWS公式単価等を用いて算定いただく想定です。なお、ご指摘の参考シートは非表示となっており、当該シートを基に積算を求めるものではないため、今後配布する資料から削除いたします。
2	調達仕様書（案）	3.1 調達案件、調達単位、調達の方式および実施時期	調達方式について、一般競争入札（総合評価）とあるが、AWSライセンス販売においてどのような点を総合評価するのか。	総合評価と記載があるが、価格以外で評価される項目（提出物など）の記載が特になかったため。	本調達時には評価基準表を提示します。
3	調達仕様書（案）	3.1 調達案件、調達単位、調達の方式および実施時期	本調達の調達方式を、一般競争入札（総合評価）から一般競争入札（最低価格）に変更していただきたい。なお、総合評価落札方式を維持する場合には、意見10のとおり落札者決定基準を入札公告時に明示していただきたい。	本調達は、仕様書9.1(2)のとおり、AWSの定価に対する割引率／割増率を定めた単価表に基づき、利用実績に応じて月次で精算払いを行う単価契約である。また、調達範囲はAWSライセンスの提供のみであり、EC2等への設定作業等の役務を含まない（仕様書4.1.1(5)）。提供されるAWSサービスの内容・品質はAWSが定めるものであって受注者によって差異が生じるものではなく、サポート水準（4.1.1(8)）、AWS Organizations環境での提供（4.1.1(11)）、ISMS認証（7.1.1(3)）等の品質要件は既に仕様書上の必須要件として担保されている。したがって、応札者間で技術提案により実質的な差が生じる要素は乏しく、貴機構の利益に最も直接的に資するのは単価表における割引率の水準、すなわち価格である。さらに、同一基盤に係る関連調達のうち、調達B（端末）および調達D（M365ライセンス）はいずれも一般競争入札（最低価格）とされており、同じくライセンス調達である調達Cのみを総合評価とする合理的な理由が見当たらない。総合評価落札方式では、提案書の作成・審査に応札者および貴機構双方の負担が生じるほか、評価の客観性を確保するための基準設計が必要となる。単価契約かつ役務を伴わない本調達の性質に照らせば、最低価格落札方式を採用することが、公正性・透明性の確保および調達コストの低減の両面において適切である。	No.2の回答を参照ください。
4	調達仕様書（案）	3.1 調達案件、調達単位、調達の方式および実施時期	総合評価落札方式における落札者決定基準（評価項目、配点、および総合評価点の算定方式が加算方式か除算方式か）を、入札公告時に明示していただきたい。	総合評価落札方式においては、総合評価点の算定方式が加算方式であるか除算方式であるかによって、応札者が行うべき提案の内容および価格の設計が大きく異なる。評価項目・配点および算定方式が明示されることにより、応札者は貴機構が求める品質水準に的確に対応した提案を行うことが可能となり、提案内容の質の向上と適正な価格形成に資する。	No.2の回答を参照ください。
5	調達仕様書（案）	3.1 調達案件、調達単位、調達の方式および実施時期 表2	調達CはAWSライセンス 一般競争入札（最低価格方式）	AWSライセンス調達ですので、適合証明などで仕様書条文内容をコミットする方式でも十分では、と拝察します。	No.2の回答を参照ください。
6	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(1)	「次期システム内の当機構が所有するAWSテナント」とありますが、提供モデルには「ECAM」「SPAM」など複数ございます。指定がある場合には明記いただくほうがよろしいかと存じます。	再販業者によっては提供できないモデルもあるため、明記いただく方が要件の認識相違を防ぐことができると考えます。	検討いたします。
7	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(1)	(1)次期システム内の当機構が所有するAWSテナントで、各AWSサービスを利用するためのAWSライセンスを提供すること。各サービス算定に係る想定数量に関しては、「別添 IaaS（パブリッククラウド）算定明細書」を参照すること。 AWSライセンス提供モデルは（注：ECAM、SPAM何れかが指定ください）前提とする。	AWSライセンスの提供モデルとして、ECAMとSPAMがございます。どちらの提供モデルを前提とされておりますでしょうか。	No.6の回答を参照ください。

No	対象資料	該当箇所（ページ等）	意見・質問事項	意見・質問の理由	ジェトロ回答
8	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(1)	AWSサービス単位の単価、割引率又は割増率が確認できる資料が必要なのか、それとも、AWS利用料、割引率又は割増率が確認できる資料が必要なのか、必要な請求書明細は双方協議の上、合意した記載内容で調整できるようにした方がよろしいかと思います。	AWS利用料の請求においては、AWS利用料の請求においては、AWSサービス単価に限らず、例えばAWSアカウント単位や、コスト配分タグごとに配分した利用料単位で請求書明細が必要となってくるが考えられます。	検討いたします。
9	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(1),(3)	AWSサービスは一般的な永続ライセンス体系ではなく、利用権（サブスクリプション・従量課金サービス）として提供されるものと理解しております。 つきましては、本要件における「ライセンス」および「証憑等」について、具体的に提出を求める資料をご教示ください。	ライセンスの定義についての確認のため	提供するサービスおよびサブスクリプション別の明細を想定しておりますが、詳細については記載を検討いたします。
10	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(2)	本件の調達内容であるAWSライセンスはAWSを利用する環境だと理解しております。ライセンス品目、数量という考え方ではないと考えますので変更をご検討ください。	左記の通りとなります。	記載の修正を含め検討いたします。
11	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(2)	納品書の提出が難しい場合に代替となる書類について定義をお願いします。どのような記載がある書類の提出をもって本仕様を満たすと言えるかについても記載をお願いします。	AWSアカウントは物理的な物の納品ではないため、サービス形態によっては納品書という概念が一致しないと考えております。 また「アマゾンウェブサービスジャパン合同会社より納品されたライセンス品目および数量が確認できる証憑等」についてはサービス形態によってはそのような書類の用意が難しいと考えます。	検討いたします。
12	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(4) （関連：9.1価格(3)④）	「アマゾンウェブサービスジャパン合同会社が割引適用を認めていないサービス」について、現時点で想定される具体的なサービス（AWS Marketplace 経由の製品、AWS Support、Dedicated Host 等）を仕様書または入札公告時に例示していただきたい。	明細書には FortiOS、ZPA App Connector 等の AWS Marketplace 経由の製品が含まれており、これらは一般に割引の対象外である。割引対象外サービスの範囲について応札者ごとに異なる前提で見積が行われると、提示価格の比較可能性が損なわれる。	割引対象となるAWSサービスの範囲は、応札者の契約条件および提供形態等によって異なるため、当機構から一律に例示することは予定しておりません。割引対象外として取り扱うサービス等がある場合は、対象および根拠を入札時に提示してください。
13	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(4)	新たに追加されるAWS新サービスによっては、AWS社側で再販を許可していない場合もございます。 「アマゾンウェブサービスジャパン合同会社が割引適用/再販を認めていないサービスについてはこの限りではない。」といった記載を推奨いたします。	新サービスによっては再販できない場合が想定されます。	検討いたします。
14	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(6)	「(6)契約期間中に追加される新サービスについて、当機構がライセンスを要望する場合、受注者は単価等の必要な情報を提供し、契約変更のうえ、該当するAWSライセンスを提供すること。」について、 新サービスが追加される度に契約変更を行う運用は変えた方がよろしいかと思います。	クラウドサービスにおける新サービス追加のスピードは非常に早いです。新サービスが追加される度に契約変更を行うことは、貴機構および受注者双方の手続き負荷が高いと考えられます。	都度契約変更を実施することを想定しておらず、新サービス開始後に当機構において検討のうえ利用を決定した場合を想定しております。
15	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(6)	本仕様で記載されるAWSライセンスとは、AWSサービスを指している事であっておりますでしょうか。それともAWSアカウントを指していらっしゃるのでしょうか。ご確認をお願いします。		AWSサービスを想定しております。

No	対象資料	該当箇所（ページ等）	意見・質問事項	意見・質問の理由	ジェトロ回答
16	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(7)	「リアルタイム」とありますが、どのレベルの遅延までは許容されるかを明記いただくほうがよろしいかと存じます。「AWS社が提供するCost Explorerと同等レベルの」といった記載を推奨いたします。	AWS社が提供するCost Explorerでも多少の反映遅延がございます。一切の遅延が許容されない場合、当該サービスのご提供は難しい可能性が高いです。	修正いたします。
17	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(7)	調達仕様書（案）に記載の内容について、一部修正のご検討をお願いします。修正案は以下の通りです。 (7) サービスごとの利用金額を リアルタイムに把握できる サービスまたはツールを提供すること。 【修正案】AWSサービス毎の利用金額を 把握できる サービスまたはツールを提供すること。AWSサービスでも良い。	AWSサービスであるAWS Cost Explorer を使用する場合、24時間毎に最低1回以上更新がされるので、厳密にはリアルタイムではない（タイムラグがある）ため、要件の緩和をご相談したく思っております。 【ご参考】 https://docs.aws.amazon.com/cost-management/latest/userguide/ce-what-is.html 上記サイト内に Cost Explorer refreshes your cost data at least once every 24 hours. との記載があります。	No.16の回答を参照ください。
18	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(7)	クラウドサービスの課金情報は提供元サービスや集計処理の都合上、一定の反映遅延が発生する場合があります。 本要件については、利用料金および利用状況を継続的に可視化し、運用上必要なコスト管理を実施できることを目的とした要件との理解でよいでしょうか。 また、日次単位で更新されるダッシュボード等により利用料金を確認可能な構成についても、本要件を満たすものと解釈してよろしいでしょうか。	提供サービス内容の確認のため	No.16の回答を参照ください。
19	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(7)	(7) サービスごとの利用金額をリアルタイムに把握できるサービスまたはツールを提供すること。 Cost Explorer（注：ご指定あればそれを記載）を前提とする。	ツール前提としてCost Explorer（ECAM/Billing Transfer）、アルファス（有償）など、具体的にご指定いただければ存じます。	No.16の回答を参照ください。
20	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(7)	数営業日のラグを許容する仕様に変更をご検討ください。	AWSの再販サービスは、仕様上サービスの利用金額をリアルタイムで把握できる仕様となっておりますが、こちらは再販事業者による仕様ではないため、仕様を満たす業者がいなくなってしまうと考えます。	No.16の回答を参照ください。
21	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(8)	調達仕様書（案）に記載の内容について、一部修正のご検討をお願いします。修正案は以下の通りです。 なお、サポートについてはAWSが提供するサポートサービス又は受注者が提供する同等以上のサービスとし、24時間365日の問い合わせ対応が可能な AWS Business Support相当以上 のサポートレベルを満たすこと。 【修正案】なお、サポートについてはAWSが提供するAWSサポート又は受注者が提供する同等以上のサービスとし、24時間365日の問い合わせ対応が可能な AWSビジネスサポート+相当以上 のサポートレベルを満たすこと。	2025/12にサポートプランの体系が変わり、旧ビジネスサポートプランは、新ビジネスサポート+プランと言う名称が変更になっているため、修正が必要ではないかと考えています。 【ご参考】 https://aws.amazon.com/jp/premiumsupport/plans/	修正いたします。
22	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(8)	AWS エンタープライズサポート相当以上とすることをお勧めさせていただきます。	より充実したサポートメニューとするため	検討いたします。
23	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(8), 9.1 価格(1), 別添01 IaaS（パブリッククラウド）明細書 全般	AWSサポート費用の取扱いを明確化していただきたい。具体的には、①サポート費用が契約金額に含まれる前提であるか、②別添「IaaS（パブリッククラウド）算定明細書」にサポート費用の計上行を追加していただけるか、③受注者が自社のサポート窓口により対応する場合の費用の取扱いをどのように整理されるか、の3点について仕様書または入札公告時にお示しいただきたい。	仕様書4.1.1(8)は、24時間365日の問い合わせ対応が可能な AWS Business Support 相当以上のサポートレベルを満たすことを求めている。他方、別添「IaaS（パブリッククラウド）算定明細書」には103項目のAWSサービスが列挙されているが、サポート費用に相当する計上行が設けられていない。AWS Business Support の料金は月間利用額に応じた料率により算定されるため、本調達の規模においては月額および契約期間全体を通じて相当額となることが見込まれる。また仕様書9.1(1)は、契約金額に契約期間中に発生する一切の費用を含むものとしている。サポート費用が契約金額に含まれるか否か、また明細書に計上されるか否かによって応札価格は大きく変動するため、応札者ごとに異なる前提が置かれた場合、提示価格の比較可能性が損なわれる。	検討いたします。

No	対象資料	該当箇所（ページ等）	意見・質問事項	意見・質問の理由	ジェトロ回答
24	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(9)	調達A受注者から本調達受注者へのAWSライセンス提供主体の変更について、想定される手順、実施時期、調達A受注者の協力義務および費用負担の考え方を仕様書に明記していただきたい。	AWS Organizations 環境における支払アカウント（Payer）の変更は、AWSおよび調達A受注者の協力を要する手続であり、その手順・時期・責任分界が不明確な場合、応札者は移行リスクを見込まざるを得ない。手続を明確化することは、調達A受注者以外の事業者の応札を促し、競争性の確保と調達価格の適正化に資する。	検討いたします。
25	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(9)	(9)調達A受注者から本調達の受注者へAWSライセンスの提供主体を変更する場合においても、調達A受注者および当機構から移行に必要な情報提供と協力が得られることを前提として、請求先変更等により円滑に移行できる提供形態であること。また、AWSアカウントの再構築、データ移行又はサービス再設定を要しないこと。	「円滑に移行できる提供形態」かどうか、円滑移行には調達A受注者さまや貴機構側のご協力が不可欠の項目となります。その前提である旨を記載いただければと存じます。調達A側のご提供方法など現状にも拠ると見受けますので、必要な情報をいただけること、請求サンプルフォーマットも含めて調達時に開示いただければ円滑に進めるものと存じます。	検討いたします。
26	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(9)	（上記続き） 2027年5月末の移行時のアカウント構成、利用料見直しについては…に示すとおりとする。	アカウント引継ぎ時（2027年5月末）の、テスト期間におけるAWSアカウント構成、および各アカウントのAWS利用料（定価）の見直しをご教示ください。 2027年5月末の移行・引継ぎ直前におけるAWSアカウントの状況が、ご提供価格に影響すると認識しております。2026年12月予定の入札時に、貴機構が求めるAWS利用料の割引率を提示するためには必要な情報となります。 また、調達A受注者さまとAWS社との契約条件等もございましたら、併せてご教示ください。	検討いたします。
27	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(10)	AWS Cost Explorer、AWS Account Billing関連機能およびAWS Cost Optimization Hubについては、利用料金の可視化やコスト管理を実現するための機能として理解しております。これらの機能については、AWS純正サービスに限定せず、同等の機能を提供するサービスまたはツールによる代替も許容いただけませんか。	提供サービス内容の確認のため	検討いたします。
28	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(11)	調達仕様書（案）に記載の内容について、一部修正のご検討をお願いします。修正案は以下の通りです。 受注者は、 AWS Organizations環境において AWSライセンスを提供可能であること。 【修正案】受注者は、当システム用の AWS Organizations環境を構築し 、その中のAWSアカウントを提供可能であること。	複数AWSアカウントの統合する場合、JETRO様用のOrganizationsを払い出した方がガバナンスの面から良いのではないかと考えます。	修正いたします。
29	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(11)	「ただし、再販業務上提供できないAWS Organizations連携機能については代替サービスの提案も認める。」等の補足を記載いただく方がよろしいかと存じます。	再販業者側の制約で、AWS OrganizationsのFull機能の提供ができないケースがございます。	検討いたします。
30	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス(11)	(11)窓期システムはAWS Organizationsを利用した複数AWSアカウントの統合管理及び請求集約を前提とする。受注者は、AWS Organizations環境においてAWSライセンスを提供可能であること。ライセンス提供形態、移行方式については各々（注：ご指摘ください）とする。	ライセンス提供形態（ECAM、SPAM）をご指定お願いします。 また専用アカウントを貴機構/調達A受注者さまにお渡しするのか、既存テナントに入るかなど、前提を補足いただければと存じます。	No.6の回答を参照ください。
31	調達仕様書（案）	4.1.1 提供するAWSライセンス 全般	次期事業者への引継ぎを考慮し、以下文言を記載いただく方がよろしいかと存じます。 ----- 契約終了又は受注者変更時、調達C受注者はAWSアカウントを当機構又は後任の再販業者へ移管するために必要なAWS上の手続き、契約上の権利移管、および請求先変更等に協力すること。	左記の文言を追加していただくことで、次期事業者への円滑な引継ぎが実現すると考えます。	修正いたします。

No	対象資料	該当箇所（ページ等）	意見・質問事項	意見・質問の理由	ジェトロ回答
32	調達仕様書（案）	6.2 保証責任(1)	(1)保証責任に関する事項は、AWS社が定めるライセンスポリシー範疇を前提とする。	AWSライセンスご提供であるため、AWS社ライセンスポリシーが前提となります。	No.50の回答を参照ください。
33	調達仕様書（案）	7.1.1 受注者に求める要件 （関連：7.1.2 受注実績）	受注者に求める要件（7.1.1）に、「AWSの公共部門向け再販プログラム（AWS Public Sector Solution Provider Program／PS-SPP）への参加資格を有すること」を新たに追加していただきたい。	公共部門のエンドカスタマーに対してAWSサービスを再販するためには、AWSが定める公共部門向け再販プログラム（PS-SPP）への参加が必要とされており、参加にあたってはAWSによる審査および承認を経ることとなる。独立行政法人である貴機構は当該プログラムの対象となる公共部門に該当するため、PS-SPPへの参加資格を有しない事業者が落札した場合、AWSの定める再販条件を満たさず、契約期間を通じたAWSライセンスの継続的な供給（7.1.1(1)）に支障が生じるおそれがある。また、本調達はAWSライセンスの提供のみを調達範囲とし、EC2等への設定作業等の役務を含まないものとされている（仕様書4.1.1(5)）。役務を伴わない本調達において、履行能力の中核はAWSライセンスを契約期間を通じて継続的かつ確実に供給できることにあり、PS-SPPへの参加資格はこれを直接に担保する指標として適切である。現行の受注実績要件（7.1.2）は過去の納入実績を問うものであり、AWSライセンスの再販資格そのものを確認するものではないため、受注要件として明示的に追加することにより、履行不能となる事業者の応札を未然に防止し、調達の確実性を高めることができる。	検討いたします。
34	調達仕様書（案）	7.1.1 受注者に求める要件	調達A受注者から本調達の受注者へ、AWSライセンスの提供主体をスムーズに切り替えるために、以下要件の追加をご検討いただけますでしょうか。 ---- (4) 受注者は、別事業者が提供していたAWSライセンスの提供主体の変更を、請求先変更等により円滑に実施した実績を有すること。	調達A受注者が用意するAWSライセンスを再構築の必要な本調達の受託者へ引き継ぐ際、実績を有する事業者からの提案が望ましいと考えます。	検討いたします。
35	調達仕様書（案）	7.1.1 受注者に求める要件(2)	全て受注者の責任とする記載は避けていただけないでしょうか	ライセンスの提供はAWSの提供状況等によって、提供できない可能性もあり、	検討いたします。
36	調達仕様書（案）	7.1.1受注者に求める要件(3)	「AWSライセンスを提供する部門、または、セキュリティを管理・監督する部門がISMS認証を取得していること。」と、「AWSライセンスを提供する部門」をISMS認定取得部門対象に追加するのがよろしいかと思います。	「ISMS認証」は、セキュリティを管理・監督する部門に限らず、AWSライセンスを提供する部門が取得している場合があるかと思います。	追加いたしません。
37	調達仕様書（案）	7.1.2 受注実績	本仕様におけるクラウドサービスの提供とは、AWS等のクラウドサービスの再販を含む認識であっておりますでしょうか。		ご認識のとおりです。
38	調達仕様書（案）	7.1.2 受注実績	「過去5年間に従業員3,000人以上の中央官庁、国立研究開発法人、独立行政法人および特殊法人に対して1件以上のクラウドサービスを提供した実績があること。」と、「特殊法人」を実績対象に追加するのがよろしいかと思います。	「特殊法人」は、法律に基づき設置される法人であり、中央官庁、国立研究開発法人、独立行政法人と同様に、公共性のある案件の実績ととらえてよいかと思います。2026年4月時点で34の特殊法人が存在しており、同等の規模の入札業者が数社増える可能性はあります。	修正いたします。
39	調達仕様書（案）	7.1.2 受注実績	「(1)過去5年間に従業員3,000人以上の中央官庁、国立研究開発法人および独立行政法人に対して1件以上のクラウドサービスを提供した実績があること。」と記載がありますが、中央省庁、国立研究開発法人、独立行政法人のいずれかにおいて提供した実績があることという解釈でよいでしょうか。	「および」の記載が、いずれにおいても実績がある必要があるとも読めるため、念のため確認させていただきました。	ご認識のとおりです。記載を修正いたします。

No	対象資料	該当箇所（ページ等）	意見・質問事項	意見・質問の理由	ジェトロ回答
40	調達仕様書（案）	9.1 価格(3) ④	4.1.1(4)と同様に、「ただし、アマゾンウェブサービスジャパン合同会社が割引適用を認めていないサービスについてはこの限りではない。」といった補足を記載いただく方がよろしいかと存じます。	サービスによってはAWS側で割引不可の場合もあるため、事前に注意喚起いただく方が要件の認識相違を防ぐことができると考えます。	検討いたします。
41	調達仕様書（案）	9.1 価格(4)	貴機構にて、確認できるツールを提供している場合は、提出は必要ではない仕様への変更をご検討ください。	貴機構にて確認できる状態をご提供させて頂く方が、より健全で望ましい状況と考えます。	検討いたします。
42	調達仕様書（案）	9.2 請求(1)	請求について、「当機構が指定する項目につき数量および単価を明細に記載の上」とあるが、請求書に明細を記載できない場合、別途明細を提出する形も可能な点を追記してほしい。	ベンダーにより仕様が異なるため、必須条件ではなく、双方合意の上で調整可能な形式であると、入札参加者の幅が広がるため。	請求書に明細が紐づくことは必須ではありません。
43	調達仕様書（案）	9.2 請求(2)	「三菱UFJ銀行T.T.S. レート」の指定は必須の要件となるかご確認ください。	再販業者によっては指定レートの適用が難しい場合がございます。	検討いたします。
44	調達仕様書（案）	9.1 価格, 9.2 請求(2)	請求に当たり為替レートはAWS社の定める為替レートによるものとする。 （注：9.1価格に追記して9.2請求(2)を削除いただくか、9.2請求（2）の代わりに記載をご検討をお願いします。）	AWS社の定める為替レートがご請求時の前提となります。	No.43の回答を参照ください。
45	調達仕様書（案）	9.2 請求(2)	「AWS請求書内に記載の為替レート、または、三菱UFJ銀行T.T.S.レート」というように、調達仕様書の為替レートの記載に「AWS請求書内に記載の為替レート」を追記するのがよろしいかと思います。	AWS利用料請求に対してAWSからの請求書に記載の為替レートを適用する事業者もあります。AWS請求書内には、為替レートの記載がありますが、採用されている為替レートは非公開です。三菱UFJ銀行T.T.S.レートを使用した場合の日本円換算後の金額に差異が発生する可能性があります。「AWS請求書内に記載のAWS為替レート」も合わせて採用することで、差異がなくなると存じます。	No.43の回答を参照ください。
46	調達仕様書（案）	9.2 請求(2)	標準的な水準であることの説明が可能であれば、事業者が定める為替を用いる事を可能とする仕様をご検討ください。	事業者によって利用する銀行や採用するレートが異なる認識のため、公平な競争のためご検討ください。	No.43の回答を参照ください。
47	調達仕様書（案）	9.2 請求(2)	前提として「外貨が発生する場合」というのはAWSライセンスの利用料（外貨）を日本円に換算するという意味の場合、日本円換算レートの規定（指定銀行や換算する日付、小数点の切り捨て方法等）は契約者とベンダーの双方合意に基づき定められるよう記載してほしい。	ベンダーにより仕様が異なるため、必須条件ではなく、双方合意の上で調整可能な形式であると、入札参加者の幅が広がるため。	検討いたします。

No	対象資料	該当箇所（ページ等）	意見・質問事項	意見・質問の理由	ジェトロ回答
48	調達仕様書（案）	9.5 その他(2)	本仕様書の記載について、「協議の上、決定する。」としていただくことをご検討いただけますでしょうか。	仕様内容確認のため	修正はしない想定です。
49	調達仕様書（案）	9.5 その他(2)	(2)本調達仕様書内の「可能であること」、「できること」等の表記に関しては、追加費用を要することなく各機能および要件を満たせること	今後、仕様書要件ご変更やAWS社仕様変更などで、この条文で調達C受託者にて承れなくなるリスクがございます。 見直し削除ご検討をお願いします。	No.48の回答を参照ください。
50	調達仕様書（案）	9.5 その他(3)	AWSサービスの提供に際して適用される受注者所定の利用規約およびサービス仕様書について、仕様書との記載内容に差異が生じた場合の取扱いをご教示ください。特に、サービス仕様や利用条件に関する事項については、利用規約およびサービス仕様書を前提として運用するとの理解でよいでしょうか。	仕様内容確認のため	AWS固有のサービス仕様および利用条件については、AWSが定める条件を前提とします。一方、受注者が本調達において履行すべき事項については、本調達仕様書および契約書を優先します。
51	調達仕様書（案）	全般	現行業者から調達C業者へ環境移行が発生する場合、AWS Organizations等の組織管理機能、コスト管理機能、ガバナンス機能および関連設定については、現行業者から提供する情報を基に、調達C業者の環境に合わせ、調達C業者にて受入設定対応いただく必要がございますので、ご了承いただけますようお願いいたします。	移管手続きに関する制限事項についての確認	検討いたします。
52	調達仕様書（案）および別添01 IaaS（パブリッククラウド）算定明細書	9.1 価格(3)③, 別添01 算定明細書 N列・J列	EC2の課金方式（オンデマンド／Reserved Instances／Savings Plans）の前提を明確化していただきたい。特に、Reserved Instances または Savings Plans を購入する場合の購入主体（当機構テナントが受注者か）、購入費用の負担者、および契約期間満了時または受注者変更時における取扱いを仕様書に明記していただきたい。	明細書のN列には「オンデマンドインスタンス」と記載されている一方、J列の算定式は1年前払単価を12で除しており、実質的に1年前払のReserved Instances相当の単価を用いている。これは、G列における課金方式の判定が「N列に『オンデマンド単価』が含まれる場合にオンデマンド単価列を参照する」構造であるのに対し、N列の実際の値が「オンデマンドインスタンス」であり一致しないため、オンデマンド単価列が参照されないことによるものと解される。また仕様書9.1(3)③には「EC2インスタンスは最低でも12ヶ月は利用するものとする」とあり、Reserved Instances の購入を前提とした記載と解される。加えて、契約期間は2027年6月1日から2032年5月31日までの60か月であるのに対し、Reserved Instances および Savings Plans の最長契約期間は3年であるため、契約期間中に購入の更新が発生する。購入主体および帰属の取扱いは応札者の価格算定に決定的な影響を与えるため、前提の統一が競争性の確保に不可欠である。	入札公告時には明確化する予定です。
53	調達仕様書（案）および別添01 IaaS（パブリッククラウド）算定明細書	9.1価格(3), 別添01 算定明細書 N列	③AWS利用料金は利用実績に基づき精算払いとする。EC2インスタンスは最低でも12ヶ月は利用するものとする。 （注：リザーブドインスタンスRI/SP、オンデマンドインスタンス何れか）を前提とする。	RI/SP（Reserved Instance/ Savings Plans）を活用したコスト低減を予定されていると見受けしております。 一方、オンデマンドインスタンス（別添1）との記述もございます。RI/SPのご利用予定およびRI/SPを誰がご購入される前提なのか、ご教示願います。	No.52のご回答を参照ください。

No	対象資料	該当箇所（ページ等）	意見・質問事項	意見・質問の理由	ジェトロ回答
54	別添01 IaaS（パブリッククラウド）算定明細書	全般（「未定」と記載されている項目）	「2026年9月中旬頃を目途に確定予定」とされている項目について、確定した数量を入札公告時に必ず提示していただきたい。あわせて、公告から入札書提出期限までに、質問回答期間を含め十分な期間（可能であれば6週間以上）を確保していただきたい。	本意見招請の意見提出期限（2026年9月10日）は、これらの項目の確定予定時期（2026年9月中旬）より前であり、現時点では調達規模の相当部分が確定していない。特に AWS Shield Advanced、AWS Direct Connect、Amazon FSx for NetApp ONTAP（想定30TB）、Amazon RDS for Oracle、新 BAAS、新ワークフロー、Amazon CloudWatch Logs は月額費用が大きく、契約総額に与える影響が大きい。数量が確定しないまま応札する場合、応札者は不確実性を価格に上乗せざるを得ない。	算定に必要な最新情報を整理したうえで、入札公告を実施する予定です。
55	別添01 IaaS（パブリッククラウド）算定明細書	G列・O列（計算全般）	配布ファイルの計算状態について、全面的なご確認をお願いしたい。G列の単価参照数式が意図どおりに機能しておらず、また金額欄にエラー値および空欄が残っている。入札公告時には、すべての行で金額が算出される状態のファイルをご提示いただきたい。	G列の単価参照数式には、次の3点の不整合がある。①OS判定が「E列の値がWindows と完全一致する場合にWindows用単価表を参照する」構造となっているが、E列の実際の値は「Windows Server 2025 Standard」等であり一致しない。このためWindows Serverを前提とする行についてもRHEL用単価表を参照する。なお、この構造により、Amazon Linux 2023（26行目・27行目・31行目）、FortiOS（38行目）およびZPA App Connector（45行目・46行目）を前提とする行についてもRHEL用単価表が参照されるが、これらのOSに対応する単価はWindows用・RHEL用のいずれの単価表にも収録されていない。②課金方式の判定が「N列に『オンデマンド単価』が含まれる場合にオンデマンド単価列を参照する」構造となっているが、N列の実際の値は「オンデマンドインスタンス」であり一致しない。このためオンデマンド単価列は参照されない。③割引期間の判定が「月数が36の場合に3年前払単価列を参照する」構造となっているが、M列は60（＝12×5）で固定されており36とならない。このため、H列に「/3年」と記載された行（4行目 ADサーバ、8行目 予算管理会計（BAAS）サーバ、26行目 外部公開用Webサーバ（本番）、36行目 インフラサーバ、38行目 GSOCセンサ）についても1年前払単価列が参照される。これらの結果、配布された状態ではEC2の単価および金額が算出されない。あわせて、O列（金額）には68行目にエラー値（#VALUE!）が、66行目・67行目に空欄が残っている。また91行目・92行目（Amazon RDS for Oracle）は、数量欄に「2台」「1台」と単位を含む文字列（91行目は全角数字）で入力されており、かつ金額欄に算定式が設定されていないため、計算の対象となっていない。明細書には合計行も設けられていないため、応札者が総額を確認することができない。なお、契約期間は60か月であるのに対し、Reserved Instances および Savings Plans の最長契約期間は3年であり、数式が36か月までを前提としている点についても、あわせて前提の整理をご検討いただきたい。	算定に必要な最新情報を整理したうえで、入札公告を実施する予定です。
56	別添01 IaaS（パブリッククラウド）算定明細書	No.5（8行目 予算管理会計（BAAS）サーバ） No.23（26行目 外部公開用Webサーバ（本番）） No.49（52行目 streamlitサーバ）	月間想定数量が幅のある記載となっているサーバについて、算定上の想定平均稼働台数を明示していただきたい。	明細書のK列（月間想定数量）は「1～7」「1～3」等と幅のある記載となっており、算定の前提となる平均稼働台数が明示されていない。特に No.23 外部公開用Webサーバ（本番）は Autoscaling 対象で最大7台とされており、想定台数の置き方によって算定額が大きく変動する。応札者間で見積前提が異なることとなり、価格の比較可能性が損なわれる。	算定に必要な最新情報を整理したうえで、入札公告を実施する予定です。
57	別添01 IaaS（パブリッククラウド）算定明細書	No.65（82～84行目） AWS WAF	AWS WAF（ルール）の月間想定数量「4,000」について、想定根拠をご確認いただきたい。	明細書において AWS WAF（ルール）は月間想定数量4,000として算定されており、60か月分の金額は240,000米ドルとなる。これは、明細書上で金額が算出されている非EC2サービスの合計（約978,000米ドル）の約24.5%を占め、単独で最大の費目となっている。他方、同じ No.65 の AWS WAF（Web ACL）は数量4として算定されているため、Web ACL 1つあたり1,000ルールという想定になる。AWS WAF における一般的な構成および Web ACL あたりの容量上限（WCU：Web ACL Capacity Units）を踏まえると、想定数量として過大である可能性がある。本項目は契約総額に与える影響が特に大きいため、ご確認をお願いしたい。	算定に必要な最新情報を整理したうえで、入札公告を実施する予定です。

No	対象資料	該当箇所（ページ等）	意見・質問事項	意見・質問の理由	ジェトロ回答
58	別添01 IaaS（パブリッククラウド）算定明細書	AWS EC2 Convertible 単価表, No.59（69行目） Amazon Aurora PostgreSQL, No.68（88～89行目） Amazon FSx for Windows File Server	一部サービスのAWS公表単価および想定数量について、内部の整合性を確認いただきたい。	①No.59 Amazon Aurora PostgreSQL（インスタンス）のAWS公表単価は、インスタンスクラス db.r6g.12xlarge に対して4,999（/年）とされているが、これは No.58 Amazon RDS for PostgreSQL（インスタンス）のインスタンスクラス db.m7g.xlarge に対する公表単価と同額である。両者はインスタンスサイズが大きく異なるため、いずれかの単価に相違がある可能性がある。当該行の60か月分の金額は99,980米ドルであり、契約総額に与える影響が大きい。②No.68 Amazon FSx for Windows File Server について、スループットキャパシティ（MBps）および1GB当たりの料金がいずれも0.062とされている。これは No.66 NAT Gateway のゲートウェイ当たりの時間料金および処理データ1GB当たりの料金と同一の値であり、課金単位の異なる4つの項目に同一の単価が用いられている。あわせて、同項目のストレージ数量は32GBとされているが、これはスループットキャパシティの32MBpsと同一の数値であり、ファイルサーバ用途の想定容量としては過小である可能性がある。	応札時は、最新のAWS公式単価等を用いて算定いただく想定です。なお、ご指摘の参考シートは非表示となっており、当該シートを基に積算を求めるものではないため、今後配布する資料から削除いたします。
59	別添01 IaaS（パブリッククラウド）算定明細書	AWS EC2 Convertible 単価表	単価表を最新時点のものに更新し、明細書本体に記載されているすべてのインスタンスタイプを収録した上で、入札公告時に配布していただきたい。	現行の単価表には「※2021年6月10日時点でのAWSの想定インスタンス及び公表単価」と記載されており、明細書本体の「※本表は2026年7月時点でのAWSのインスタンスを想定したものとなる」との間に約5年の乖離がある。また、明細書で使用されている16種類のインスタンスタイプのうち13種類（c5.xlarge、c5a.large、c6i.large、m5a.large、m5a.xlarge、m6i.xlarge、m6i.2xlarge、r5.xlarge、r5.2xlarge、r5a.2xlarge、t3.medium、t3.xlarge、t3.2xlarge）が単価表に収録されていない。加えて、単価表に収録されている m5.large および m5.xlarge についても Windows 欄にのみ存在し、明細書において RHEL 10.0 を前提とする行に対応する単価が収録されていない。このため、応札者が同一の前提で算定を行うことができない。	応札時は、最新のAWS公式単価等を用いて算定いただく想定です。なお、ご指摘の参考シートは非表示となっており、当該シートを基に積算を求めるものではないため、今後配布する資料から削除いたします。
60	別添01 IaaS（パブリッククラウド）算定明細書	AWS EC2 Convertible 単価表 Windows m5.4xlarge オンデマンド単価	Windows m5.4xlarge のオンデマンド単価「0.1728」は「1.728」の誤記ではないか、ご確認いただきたい。	同表において m5.2xlarge が 0.864 であるのに対し、上位サイズである m5.4xlarge が 0.1728 と下位サイズの5分の1の単価となっており、AWSの公表単価体系と整合しない。	応札時は、最新のAWS公式単価等を用いて算定いただく想定です。なお、ご指摘の参考シートは非表示となっており、当該シートを基に積算を求めるものではないため、今後配布する資料から削除いたします。